第2次 八街市協働のまちづくり推進計画 (素案)

《概要版》

令和4年 月

八街市

1. 計画の概要

(1) 計画策定の背景と趣旨

本市では、平成27 (2015)年に「八街市協働のまちづくり指針」を、平成29 (2017)年2月に協働のまちづくりを推進するための具体的な取り組み「八街市協働のまちづくり推進計画」を策定、平成29年7月にはそれぞれが役割を果たし、互いに連携し、協力し合うための基本となる「八街市協働のまちづくり条例」を制定し、地域自治及び行政参加の推進に取り組んできました。

第1次推進計画策定当初は、市職員を始め、多くの市民にとって、「市民協働」になじみが薄く、十分に理解されない中、広く市民に理解されることを目指して、協働推進事業に取り組んできましたが、地域の問題や課題を共有するために、市民同士、あるいは市民と行政が情報を持ち寄り、現状について深掘りする場や機会が少ないため、十分に課題の解決が図られていない状況にあります。

そのような状況を踏まえ、協働の考え方をもとに、これまで以上に市民と行政とのつながりの 創出を図るほか、コロナ禍における新しい生活様式への対応といった、時代のニーズに応じた市 民協働によるまちづくりをより一層推進するため、「第2次八街市協働のまちづくり推進計画」 を策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、平成29年7月に制定した「八街市協働のまちづくり条例」に基づき、本市において協働のまちづくりを推進するための具体的な取組についてとりまとめたものです、また、本市の最重要計画で平成27年4月に策定した「八街市総合計画2015」の分野別計画として位置づけられます。

八街市総合計画2015 【計画期間:平成27(2015)年~令和6(2024)年】



八街市協働のまちづくり指針 【平成27(2015)年11月制定】



第2次 八街市協働のまちづくり推進計画 計画期間:令和4(2022)年 ~ 令和8(2026)年



八街市協働のまちづくり条例 【平成29(2017)年7月制定】

(3) 計画の期間

本計画の期間は令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間とします。 ただし、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

2. 推進計画の行動理念と基本原則

(1) 行動理念

「八街市協働のまちづくり指針」に掲載されている八街市協働のまちづくり行動理念 (8つの標語)のもとに、互いに手を取り、連携・協力し合いながら、協働による地域課題の解決に取り組み、誰もが安全・安心に暮らすことのできるまちを目指します。

①ふれあい

標語 1 人と人とがふれあい、つながりのある街を目指しましょう。

標語2 声かけ、あいさつをし、顔の見える街にしましょう。

②支え合い

標語3 お互いを思いやり、寄り添いながら安全・安心と信頼にあふれた街にしましょう。

③集い

標語 4 情報を発信、共有しみんなで話し合う街にしましょう。

標語 5 交流や話し合いの場や機会を多く設け、参加しやすい街にしましょう。

4)郷土愛

標語 6 ふるさと「やちまた」に誇りと愛着をもち、豊かな資源を有効に活用し、将来世代に つなげていきましょう。

標語7 まちづくりに参加する意識を持ち、この街のために一人ひとりが自ら考え行動し、住みやすい街にしましょう。

⑤つながり

標語 8 様々な人・団体の縦のつながり・横の広がりを充実させ、様々な活動主体が豊かな発想をもって協力し合うことのできる街にしましょう。

(2) 協働のまちづくりにおける基本原則

市民・市民活動団体・企業などと行政が協働によるまちづくりを推進するために、互いに配慮すべき基本事項。

①対等性

民主主義の原理からすれば、市民が主役であり、行政は公共に奉仕する立場ですが、具体的な政策を練るという場面では、それぞれの活動主体が対等な関係で連携・協力し、まちづくり活動に取り組みます。

②自立性

自分がまちづくり活動を行う主体であることを自覚し、地域社会へ貢献するために自らの責任のもとに自分の役割を果たします。

③相互理解

互いの立場を理解・尊重したうえでまちづくり活動を行います。

④目的の共有

現場主義に徹し、当事者に接近していくことを通じて、お互いが共有する目的を相互に理解し合い活動に取り組みます。

⑤補完性

様々な立場の特性や長所を活かし、不足する部分を互いに補完し合うことで、相乗効果を生み、活動内容を豊かにします。

⑥対話と役割合意

活動主体が担うそれぞれの役割・責任は、対話を重ねて確認します。

⑦情報共有

活動主体が抱える地域課題や協働に関する活動内容などの情報を公開し、その情報を皆で共有することで、協働による取り組みを活性化します。

3. 八街市の現状と課題

(1) 第1次推進計画の振り返りから見た現状と課題

協働推進1 担い手

事業名	主な成果
①区・自治会への参加促進	・協働のまちづくりPR用パンフレットの作成
②協働のまちづくりPR用パンフレット作成	「知恵袋」「子育て編」「高齢者支援編」
③小中学生に向けた市民協働の啓発・ボラン	・小中学生向けのボランティア体験の実施
ティア活動への参加体験	・民間事業者へのアンケートの実施
④民間事業者における社会貢献活動の促進	・市民講演会の実施
⑤NPO法人の設立支援	・高齢者学級等の実施
⑥市民講演会等の開催	・県内大学との包括的連携によるオンライン
⑦高齢者の地域活動への参加促進	学習の実施
⑧高校・大学等の教育機関との連携促進	

《課題及び今後の方向性》

対話を通じて地域の課題を発見・共有し、見える化していくことが肝要であり、その過程において、誰が何をできるのか、役割を明確にした上で、それぞれの主体が互いに補完し合いながら役割を果たしていく必要があります。

協働推進2 しくみ:情報共有

事業名	主な成果
①市民活動サポートセンター(まちづくり	・市民、庁内への事例周知
センター)の設置	・市民協働推進課のホームページの開設
②市民協働活動の事例周知	(サポートセンターの設置は、協働のまちづ
③市ホームページにおける市民活動推進に関	くり推進委員会からの答申を受け、「段階
する情報掲載ページの開設	的設置に関する基本方針」を決定)

《課題及び今後の方向性》

市民と行政双方が相談や提案を持ち寄り、確かめ合いながら、具体的な協働事業を編み出していくためには、それぞれを媒介する機能が重要であり、まずは、その役割を果たすコーディネーターを早期に配置する必要があります。

協働推進2 しくみ:話し合いの場・機会づくり

事業名	主な成果
①市民主体による円卓会議(協働のまちづくり	・既存の円卓会議に参加
の連絡協議会)の実施	(制度の設計はしたが運用には至っていない)
②パブリックコメント制度の導入	・八街市市民意見公募手続の実施に関する
③審議会等への公募等による市民の参画促進	規則を制定
④市政に関する出前講座の実施	・審議会等の委員の公募に関する規則を制定
	・知っ得・納得やちまた出前講座制度創設

《課題及び今後の方向性》

何らかのテーマに関して、行政・地域ではどのような取組がなされているのか、如何なる成果が上がり、課題が残されているのか、立場の異なる者同士が情報を持ち寄り、現状について徹底的に深掘りしていく場として、市民主体による円卓会議のような場を設置する必要があります。

協働推進2 しくみ:市民活動連携支援

事業名	主な成果
①市民活動サポートセンターの設置(再掲)	・地域力向上スクールの実施
②市民活動支援アドバイザー (コーディネー	・市民提案型まちづくり活動支援補助金の制
ター・つなぎ役)の育成・設置	度設計はしたが、運用には至っていない
③市民活動リーダーの育成	・千葉市と連携し、コミュニティビジネス
④市民提案型まちづくり活動支援補助金制度	シンポジウムを開催
の創設	・既存の組織に参加
⑤コミュニティビジネス・ソーシャルビジネ	
スの普及促進	
⑥地域まちづくり組織の設立・運営支援	

《課題及び今後の方向性》

様々な分野で活動の担い手となりうる熱い思いを持っている市民が話し合える場や機会をつくり、地域の課題や資源を共有・発信する拠点や、地域を面で捉えて地域に点在する様々な資源を多方面へ丁寧につなぎ合わせる機能として、まちづくりコーディネーターや市民活動サポートセンターといったソフトとハード、両面の整備を着実におすすめていく必要があります。

協働推進3 地域資源:まちづくりに活かす資源(ひと、お金、モノ、情報)の充実

事業名	主な成果
①空き家・空き店舗を活用したまちづくり拠	・空店舗活用事業(1店舗)
点の整備	・地域の行事等を視察(91件)
②地域資源を有効活用するための調査・研究	・人材バンク制度の創設には至っていない
③協働人材バンク制度の創設	・市民活動に対する寄附金制度の創設には
④市民活動に対する寄附金の創設	至っていない
⑤ふるさと納税の利活用	

《課題及び今後の方向性》

政策はもとより各種事業の計画から実施に至るまでの各過程において、市民・市民活動団体・事業者などの知恵や力を引き出し、活かしていくことが求められ、協働の視点を持って、多様な活動主体と連携・協力していく必要があります。

協働推進4 行政提案:行政から市民への働きかけ

事業名	主な成果
①まちづくりサポーター制度の創設	・市民サポーターの募集(10事業)
②アダプト・プログラム制度(公共施設の	・八街市公園サポーター制度(5団体)
里親制度)の創設	・側溝清掃、除草作業、公共施設の維持管理
	など、自治会や市民の皆さんに活動してい
	ただいている

《課題及び今後の方向性》

行政と市民等が協力・連携するためには、様々な問題や課題を可視化し、市民等がまちづくりへの関わり方を想像できるように働きかけることが肝要であり、活動の魅力や楽しさといった付加価値や具体的な取組の事例を付け加えるなどして、積極的に情報を発信していく必要があります。

協働推進5 体制:庁内体制の整備

事業名	主な成果
①市民協働推進課の設置	・平成29年4月市民協働推進課を設置
②協働のまちづくり推進計画の検証組織の設立	・八街市協働のまちづくり推進委員会の設置
③市職員研修会の実施	・庁内研修の実施
④全庁で取り組む協働推進体制の構築	・八街市協働のまちづくり推進本部の設置
⑤地区別担当者制度の導入	・地区別担当者制度の創設には至っていない

《課題及び今後の方向性》

地域課題や市民ニーズを把握するためには、職員が地域に出て市民との接点を持つ必要があり、職員一人ひとりが地域の活動やイベントへの参加を通じて地域を知ろうとする意識が持てるよう、職員の意識改革や全庁的な体制づくりを進めていく必要があります。

(2) 各種アンケートの分析から見た現状と課題

①各種アンケートにおける主な意見

(ア) 協働のまちづくりに関するアンケート: 平成31 (2019) 年1月実施

- ◆「協働のまちづくり」について、9割近くの方が「なんとなく理解」「よくわからない」 「言葉も内容もわからない」と理解度が低いものの、6割以上の方が、協働のまちづくり の推進が必要と思っている。
- ◆推進のために必要なことは、「参加しやすい仕組みづくり」「課題共有の仕組みつくり」、 「市職員の意識改革・推進体制の整備」、「啓発やリーダーの育成」をあげている。
- (イ) 令和元年度地域力向上スクール参加者アンケート:令和2(2020)年1月~3月実施
- ◆高齢化の今、地域内のコミュニティがもっと必要
- ◆ネットワークづくりは参加したい人が少なくてもやるべき
- ◆担い手を継続的に養成していくべき
- (ウ) 令和2年度地域力向上スクール参加者アンケート:令和2(2020)年8月実施
- ◆若年世代が参加できる工夫と努力を
- ◆地域の交流や情報発信をもっと活発に利用
- (エ)誰もがくらしやすいまちづくりセミナー参加者アンケート:平成31(2019)年3月実施
- ◆地域の話し合いの場を創る。ニーズをつかむ。
- ◆つながりづくりは地域の支える人材不足を地域に眠っている財産(人、知恵、情報、etc)を引き出すこと
- ◆くらしやすいまちづくりのためには、住民一人ひとりの意識が必要
- ◆人口減少、高齢化時代の今、コミュニケーションづくりの促進を
- (オ) 協働のまちづくりの基礎知識に関する職員研修会参加者アンケート

: 令和元 (2019) 年3月実施

- ◆研修に参加して、8割以上の方が「理解が深まった」
- ◆協働のまちづくりに関する考え方について、「ほとんど知っていた」「少し知っていた」 が 6割以上となった

②各種アンケートの分析から浮き彫りとなった6つの課題

- ア. 協働のまちづくりの理解度
- イ. 多様なまちづくり活動への参加の入り口
- ウ. 話し合い・出会いの場
- エ. 知る機会・気づき・共感
- オ. 学びの場
- カ. 横のつながり

4. 計画の基本方針

協働のまちづくりの指針や条例、第1次計画の事業評価の内容を踏まえ、「情報共有の推進」「地域資源の活用」「地域自治の推進」「行政参加の推進」「庁内体制の整備」の5つの計画体系に沿って協働推進事業を展開し、計画理念である「少子高齢化・人口減少社会に対応した協働による持続可能なまちづくり」の実現を目指します。

5. 計画の具体的施策

(1) 目標体系

計画理念を実現するために達成すべき目標を5つの目標体系に分類し、事業を実施します。

- 【目標1】 まちづくりに参加する「市民、市民活動団体、事業者」を増やす。
- 【目標2】 様々な活動主体が連携・協力してまちづくり活動を行う機会を増やす。
- 【目標3】 異なる分野の活動主体同士の連携を増やし、効果的な事業の促進を図る。
- 【目標4】 まちづくりに活かせる地域資源(人・モノ・お金・情報)を発掘・育成し、 有効活用するための場や機会を増やす。
- 【目標5】 市が実施する事業において協働の手法を数多く取り入れる。

(2)協働推進体系

目標体系に掲げる5つの目標を達成するため、協働推進の基盤となる取り組みについて、八街市協働のまちづくり条例に基づき、5つの協働推進体系に分類し、事業を実施します

◆協働推進1:情報共有の推進

まちづくりの主体である市民等がつながり、相互に働き掛け合いながら、 まちづくりに取り組めるよう、情報共有を推進します。

- ①(仮称)市民活動サポートセンターの段階的な設置
- ②協働のまちづくりPR用パンフレット作成
- ③小中学生に向けた市民協働の啓発・ボランティア活動への参加機会の拡充
- ④市民講演会等の開催
- ⑤市民協働活動の推進に関する情報の収集・発信
- ⑥知っ得納得やちまた出前講座の実施
- ⑦(仮称)協働まちづくりネットワークの設立
- ⑧まちづくりに活かせる情報の発信

◆推進事業2:地域資源の活用

まちづくりに活かすことができる地域資源を掘り起こし、有効活用して まちづくりに取り組むことを推進します。

- ①新たな活動拠点の調査・発掘
- ②協働人材バンク制度の創設
- ③寄附により市民活動を支援する仕組みづくり

◆推進事業3:地域自治の推進

市民等が、地域に関わる情報を持ち寄り、地域の課題を発見し、主体的に課題解決に向けて取り組むことを推進します。

- ①自治組織への参加促進
- ②高齢者の地域活動への参加促進
- ③市民主体による円卓会議の実施
- ④コミュニティビジネス・ソーシャルビジネスの普及促進
- ⑤地域まちづくり協議会の設立・運営支援
- ⑥地域力向上スクールの実施

◆推進事業4:行政参加の推進

市が実施する様々な政策の過程において、多くの市民等の参画を推進し、市民等の意見を取り入れて事業を実施します。

- ① 高校生・大学生が活躍するまちづくり
- ②パブリックコメント制度の見直し
- ③市民提案型まちづくり活動支援補助金制度の創設
- ④市民サポーターによるまちづくりの推進

◆推進事業5:庁内体制の整備

庁内において連携してまちづくりに取り組む体制を整備します。

- ①全庁で取り組む協働推進体制の強化
- ②地区別担当者制度の導入に向けた地域活動体験研修の実施

6. 計画の推進体制

協働のまちづくりは、一つの分野に限定されるものではありません。

「人にやさしく、地域で支え合い明るい未来が見えるまちづくり」を目指して、多様な価値観や文化を持つ人や組織が、八街市協働のまちづくり行動理念である「ふれあい・支え合い・集い・郷土愛・つながり」を認識し、互いに手を取り、連携・協力し合いながら協働による地域課題の解決に取り組み、誰もが安全・安心に暮らすことのできるまちづくりを進めていくことを基本とし、併せて以下の推進組織を設置して協働のまちづくりを推進します。

【八街市協働のまちづくり推進委員会】

市の附属機関として、公募市民やまちづくりに関係する団体等で構成する協働のまちづくりを推進する組織。市民の意見を取り入れながら協働のまちづくりに取り組みます。

【八街市協働のまちづくり推進本部】

市長を中心とするすべての部署で構成する庁内の協働推進組織。この組織において、基本的な協働推進の方向性等を定めるとともに、庁内の情報共有や連携しやすい環境を整備します。

【市民協働推進課】

市民と各課及び庁内の連携を促すつなぎ役となる市民協働の担当課。